

芦屋市市民マナー条例推進計画 基本目標別具体的な取組一覧

基本目標1 美しい芦屋を守るため「市民マナー条例」をもっと周知しよう

キーワード「知らせる」

No.	中間評価	最終評価	取組	内容	指標	実施状況	H26	H27	H28	H29	H30	方向性(当初)	今後の展望・課題
1	○	○	広報紙(環境特集号・アシヤニュースレター)等を利用した情報発信	広報紙の環境特集号やアシヤニュースレター等の在住外国人向けの情報紙に市民マナー条例に関する情報を掲載する。	発行回数	広報紙	3回 ・推進計画策定等	2回 ・犬マナー	1回 ・バーベキュー	1回 ・犬マナー	1回 ・犬マナー	継続	今後も広報紙等を可能な限り活用していく。また、外国人観光客の急増、2020年オリンピックに向けて今後も拡充が必要である。
						環境特集号	1回	1回	1回	1回			
						アシヤニュースレター	1回 ・条例全般	—	1回 ・犬マナー	1回 ・喫煙マナー	1回 ・条例全般		
2	○	○	ホームページを利用した情報発信	市ホームページに市民マナー条例に関する情報を掲載し、事業所等のホームページにリンクしてもらう。	更新回数(アクセス数)リンク先数	アクセス数	1448	3000	2021	1846	1695	拡充	・更新回数も重要だが、アクセス数に繋がる工夫が常に必要 ・事業所等のホームページでのリンクを増やすことについては、今後の課題。
						リンク先数	2箇所	2箇所	1箇所	1箇所	1箇所		
3	○	○	広報チャンネル(ケーブルテレビ)を利用した情報発信	市民マナー条例を知ってもらうための番組を作成し放映する。	実施有無	あしやトライあんぐる特集	1回	1回	1回	1回	1回	継続	今後も広報番組を可能な限り活用していく。
4	○	○	まちナビを利用した情報発信	まちナビに市民マナー条例に関する情報を掲載する。	掲載回数	バーベキュー記事等	2回 ・バーベキュー ・漫画啓発	2回 ・バーベキュー ・推進協力店募集	1回 ・バーベキュー	1回 ・バーベキュー	1回 ・バーベキュー	継続	掲載回数少 まちナビ自体の廃止に伴い平成30年度で終了。今後はSNS等、他の情報発信方法へ変更していく。
5	○	○	メディアを利用した情報発信	テレビやラジオ・新聞などに市民マナー条例の取り組みを取り上げてもらい情報発信する。	利用メディア数	新聞・雑誌に掲載 ①H27: 大学との協働取組 ②H30: 行脚ロード披露式 ③H30: 条例全般	—	①5回(読売3回, 日経, 毎日)	—	—	②4回(読売, 朝日, 神戸, 産経) ③1回(月刊ガパン)	継続	新聞に限定せず、魅力ある取組を行い、取り上げてもらえるよう工夫していく。新聞以外の雑誌にも掲載されたことにより、情報発信の方法が増えた。
6	○	○	交通機関を利用した情報発信	バスの車内アナウンスやポスター掲示など、交通機関を利用し情報発信する。	実施有無	阪急バスアナウンス	466回/日/4停留所	598回/日/4停留所	566回/日/4停留所	566回/日/4停留所	566回/日/4停留所	新規	阪急電鉄・阪神電鉄との連携も検討。バスアナウンス・電照広告は、複数年の継続実施により利用者への周知は十分な効果を果たしたと思われる。今後は駅構内の広告利用も検討しているが、方法と費用面の検討が必要である。
						阪急バス電照広告	—	—	5台	5台	5台		
						その他	・たばこマナー啓発ポスター(バス停)	・JR芦屋駅に啓発パネル設置	—	—	—		
7	△	○	市職員に向けた市民マナー条例の周知	市職員に市民マナー条例を周知する。	実施有無	啓発うちわ	大: 2000枚	小: 2000枚 大: 4000枚	小: 2000枚 大: 4000枚	小: 2000枚 大: 4000枚	小: 2000枚 大: 4000枚	継続	H27から啓発うちわを神戸芸術工科大学へ依頼。今後も様々な場面で市職員へ周知を行っていく。新人等へは研修の機会を利用して周知できているが、その他の職員への周知機会がないため、第2次計画では概要版を全職員へ配布予定。
						庁内放送	バーベキュー, 犬, たばこ	バーベキュー, 犬, たばこ	バーベキュー, 犬, たばこ	バーベキュー, 犬, たばこ	バーベキュー, 犬, たばこ		
						職員研修	—	1回 ・新人職員研修	1回 ・新人技術職員	1回 ・新人職員後期	1回 ・1~3年目職員研修		
8	○	○	啓発チラシ等の作成	市民マナー条例に関するチラシ等を作成する。	発行回数(枚数)	まんがチラシ①~③(神戸芸術工科大学協働) ①たばこマナー ②・③犬の散歩マナー	4万枚 (①)	4千枚 (①増刷)	1万枚×2種 (②・③)	・公立小学校全児童に配布(②) ・「花火」マナーについて作成依頼	継続	子どもから高齢者、外国人、市外の人まで手に取って見ていただけるような身近で分かりやすいチラシを今後も作成していく。	
						通常啓発チラシ①~④ ①条例全般 ②歩行喫煙 ③英語版 ④犬マナー	4千枚×2種 (①・②増刷)	2千枚 (①増刷)	4千枚×2種 (①・②増刷)	1千枚 (③)			8千枚 (④)
9	○	○	啓発チラシ等の配布	公共施設への配布だけでなく、地域や学校園・事業所等の協力によりチラシ等を配布する。	配布協力団体数	・コミスクのイベント活用 ・キャンペーンでの配布 ・新聞折込 ・市民課窓口で転入者向けに配布	3団体 ・コミスク1団体 ・JT, 愛護協会	8団体 ・コミスク7団体 ・朝日ヶ丘町自治会	11団体 ・コミスク9団体 ・三条町, 芦屋ハイランド自治会	5団体 ・コミスク5団体 8校 ・公立小学校	—	拡充	事業所等への説明や依頼の仕方に工夫が必要。
10	△	△	民間も含めた地域活動団体(自治会, 事業所, NPO団体等)の機関紙を利用した情報発信	団体の発行する機関紙に市民マナー条例に関する情報を掲載する。	協力団体数(配布枚数)	市内事業所	—	—	—	9団体(18枚) ・委託獣医	2団体(4枚) ・民間	新規	ポスター掲示協力店等が徐々に増えているが、今後の展開に課題あり。
						商工会	—	—	—	—	—		
						自治会掲示板	1団体(15枚)	18団体(114枚)	3団体(32枚)	4団体(19枚)	2団体(79枚)		
11	○	○	啓発看板, 路面表示等による周知	効果的な啓発看板・路面表示を設置する。	設置数	・自立式看板141枚 ・A4/A3サイズ看板94枚 ・路面タイル273枚 ・ポールステッカー54枚 合計約630箇所 ・のぼり旗に代わる啓発標示板等の設置	随時追加 補修実施	随時追加 補修実施	随時追加 補修実施	随時追加 補修実施	随時追加 補修実施	継続	・景観等への配慮からも設置数を増やすことだけを指標にするかについては課題あり ・犬のお散歩マナー向上モデルロード コミュニティ道路(竹園・呉川・伊勢町境)にて犬のマナー啓発オリジナル路面タイル, 看板設置(H29~H30)
12	×	○	公用車へのステッカー等の掲示周知	公用車に市民マナー条例に関する情報のステッカーを掲示する。	設置数	公用車へ掲示 H28: 新規ステッカー製作(神戸芸術工科大学協働)	1台 ・歩きタバコ禁止	—	—	28台 ・四季毎にローテ	28台 ・四季毎にローテ	継続	デザイン性に優れたステッカーを作成し、多くの公用車に設置できるよう工夫する。 (中間検証時の委員意見) →啓発物をローテする工夫等が必要(H29より実施)
13	△	△	イベント会場等でのアナウンスによる周知	芦屋さくらまつり等のイベント会場で市民マナー条例周知のアナウンスを実施する。	放送回数	さくらまつり会場	1日数回	1日数回	1日数回	1日数回	1日数回	継続	アナウンスに限定せず、各種団体のイベント会場を活用させていただけるよう協力を仰ぐ。なお、ビーチでもシーズン中に総合公園にてアナウンスを実施している。

太枠内は推進計画(前期)の「重点プロジェクト」、赤太枠内は推進計画(後期)の「重点プロジェクト」

※課題には下線を引いています。

芦屋市市民マナー条例推進計画 基本目標別具体的な取組一覧

基本目標2 マナーを守る 美しい心 を子どもの頃から育もう キーワード「学ぶ」

No.	中間評価	最終評価	取組	内容	指標	実施状況	H26	H27	H28	H29	H30	方向性	今後の展望・課題
1	×	×	教職員に向けた市民マナー条例の出前講座	子どもの教育に直接関わる教職員対象に条例の内容等を理解してもらうための講座を行う。	学校数	生涯学習課の出前講座にメニューを掲載	—	—	—	—	—	新規	小学校3年生で学ぶ教材「わたしたちのまち芦屋」の平成31年度改定時に市民マナー条例の掲載を依頼。出前講座は現実的でないため、別の方法へ変更する。概要版の配布等を検討する。
2	△	△	子どもに向けたマナーの出前講座	「人に迷惑をかけない」など、マナーに関するテーマで子どもにもわかりやすい形での講座を行う。	開催数	子供向けマナーショー	1回 ・わるタンマナーショー	—	—	—	—	新規	子供向けの漫画やチラシ等の作成及び配布を検討。講座については現実的でないため、子どもが参加できるキャンペーンの実施時に周知する等、別の方法へ変更する。
3	△	○	市民マナー条例に関するポスター等の募集	市民マナー条例に関するテーマでポスターや標語等を子どもから募集し、優秀作品を公共施設や事業所等に掲示する。	応募数	環境ポスター展市民マナー条例の作品HPにて紹介(掲載数)	8枚	9枚	11枚	8枚	9枚 (うち市民マナー条例賞5枚)	新規	平成30年に環境施設課と神戸芸術工科大学との協働で行ったトリック教室を実施した。参加者には好評であったが、参加者数の確保が課題。さらに、ポスター展に市民マナー条例賞を追加し、展示を行った。
						イラストレーション教室	—	—	—	—	中学生4名		

基本目標3 市民マナー条例の推進に向けた市・市民・事業者の一体的な取組みを強化しよう キーワード「行動する」

No.	中間評価	最終評価	取組	内容	指標	実施状況	H26	H27	H28	H29	H30	方向性	今後の展望・課題
1	☆	☆	民間も含めた地域活動団体(自治会、事業所、NPO団体等)への啓発講座の実施	団体の集会等の時間に、市民マナー条例を理解してもらうための講座を行う。	団体数	自治会等への市民マナー条例の紹介	—	1団体 ・三条町自治会	1団体 ・コミスク 連絡協議会	2団体 ・伊勢町自治会 ・西芦屋町自治会	—	新規	・市民マナー条例単体での開催に課題あり。講座は現実的でないため、他の方法を模索する必要がある。
2	☆	☆	まちかどキャンペーンの実施	従来のキャンペーンとあわせて、特に市民マナー条例の周知が必要な地域へ集中的なキャンペーンを実施する。	実施回数	芦屋川沿いや公園及び駅周辺でのキャンペーン	2回	3回	16回	4回 (6市合同キャンペーン1回)	2回	拡充	今後も特にお困りの地域を募り、パトロールキャンペーンを積極的に行う。苦情が多いがキャンペーン実施には繋がらず。市からの積極的な呼びかけが必要である。
3	○	○	芦屋わがまちクリーン作戦等との協働キャンペーンの実施	芦屋わがまちクリーン作戦等のイベントの実施に合わせて、市民マナー条例の啓発キャンペーンを実施する。	参加協力者数(回数)	クリーン作戦との合同キャンペーン お祭り等のイベントに合わせたキャンペーン	17人(1回) ・わるタンショー 2人(6回)	—	—	8人(2回)	12人(1回)	新規	今後はクリーン作戦時ではなく、主催者の環境衛生協会との連携を検討する。H29より、クリーン作戦時に環境衛生協会役員と美化推進員の合同キャンペーンを実施。
4	△	△	事業所等のイベントとの協働キャンペーンの実施	事業所等のイベントの実施に合わせて、市民マナー条例の啓発キャンペーンを実施する。	参加協力者数	J.T. 芦屋動物愛護協会と市による協働キャンペーン	19人 犬5匹 グッズ1520個	—	—	—	—	新規	事業所等のイベントでの協力はハードルが高く、まず市民マナー条例の取組への理解を得るための説明の仕方に工夫が必要である。
5	☆	☆	地域と一体となった啓発パトロールの実施	マナー指導員と地域住民による地域での啓発パトロールを実施する。	地域数	地域と一体となった啓発パトロールキャンペーン	—	1地域 ・朝日ヶ丘コミスク	—	—	—	新規	今後も特にお困りの地域を募り、パトロールキャンペーンを積極的に行う。イエローチョーク作戦等の実施へ向け検討。ビーチ花火については、夜間パトロールを自治会と実施している。
6	×	×	市民マナー条例に関する標語等の募集	市民マナー条例に関するテーマで標語等を募集し、優秀作品を公共施設や事業所等に掲示する。	応募数	—	—	—	—	—	—	新規	川柳等も含め、実施方法を検討。別の方法を模索する方が効果的である。

基本目標4 市民マナーの向上に向け、継続的に取り組む仕組みを創ろう キーワード「つなぐ」

No.	中間評価	最終評価	取組	内容	指標	実施状況	H26	H27	H28	H29	H30	方向性	今後の展望・課題	
1	○	○	(仮称)市民マナー条例推進協議会の設置	行政だけでなく市民や関係団体を含めた組織「(仮称)市民マナー条例推進協議会」を設置し、施策の実施や計画の検証等を行う。	実施有無	芦屋市市民マナー条例推進連絡会の開催	3回	3回	3回	3回	3回	新規	引き続き、年3回程度実施する。	
2	○	○	啓発キャンペーン等の実施の計画立案	啓発キャンペーンなどのイベントが効果的に実施されるよう計画を立案する。	実施有無	駅前やコミスクイベントでのキャンペーン	9回	15回	28回	14回	10回	継続	・季節や目的により啓発グッズ(うちわ、カイロ、ウェットティッシュ等)も工夫 ・喫煙マナーについては、近隣市でも同様の課題があるため、合同キャンペーンを検討する。⇒H29実施	
3	×	×	環境美化などの市民マナーの向上に寄与している団体及び個人への感謝状の贈呈	推薦された団体及び個人へ、市民マナーの向上への活動に対する感謝状を贈呈する。	実施有無	基本目標2のNO.3環境ポスター展応募作品にて表彰実施	—	—	—	—	—	新規	・各協力団体での取組がさらに浸透した時点で、改めて候補団体・個人の選考を行うこととする。 ・環境美化は、環境衛生協会にて表彰済。市民マナー向上の寄与者へ表彰制度検討。	
4	○	○	市民マナー条例のあり方や市民マナー向上に関する施策の調査・研究	市民マナー条例に規定されている禁止事項について、他市の事例や市に寄せられた意見をもとに、効果的な施策及び現状に即した条例にするための調査研究を行う。	実施有無	先進市視察	—	1回 ・横浜市、東京都	1回 ・藤沢市、千葉市	—	—	—	継続	今後も先進市や近隣市の状況の把握に努め、参考とする。今後は、継続した取組と加盟市の増加を図る。
						啓発講座	—	—	1回 ・J.T喫煙マナー	—	—			
5	○	○	市民マナー条例に規定された禁止事項に対する巡回警備	恒常的に違反行為がなされる禁止事項に対して、その行為の抑止や市民マナー条例の理解をうながすための巡回警備を実施する。	実施有無	夜間花火警備日数(注意・指導件数)	132日(170件)	150日(99件)	143日(82件)	146日(83件)	145日(81件)	—	継続	違反行為の状況の変化等に合わせ、効果的な警備となるよう随時見直しを検討していく。H29から芦屋川のバーベキュー、犬警備は取りやめ。
						バーベキュー、犬警備日数(注意・指導件数)	65日(45件)	73日(90件)	14日(1件)	—	—			
						プレジャーボート警備日数(注意・指導件数)	55日(4件)	57日(1件)	43日(1件)	41日(5件)	25日(2件)			
6	○	○	市民マナー条例に規定された禁止事項に対する指導	喫煙禁止区域以外の地域を含め、マナー指導員による違反行為への注意及び指導を実施する。	実施有無	過料徴収件数(喫煙禁止区域)	208件	220件	281件	231件	171件	拡充	マナー指導員の巡回範囲をさらに広げ、ニーズにできる限り対応。苦情があった地域について、随時巡回を実施している。	
						歩きタバコ注意件数	375件	237件	268件	117件	80件			

太枠内は推進計画(前期)の「重点プロジェクト」、赤太枠は(後期)の「重点プロジェクト」

※課題には下線を引いています。